## おたっしゃだより

令和2年秋

日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多 発傾向にあります。一人ひとりが交通ルールを守りましょう。

## 横断歩道は歩行者が優先です

歩 行 者 の 皆 さ ん 道路を横断する前は、手をあげるなどの明確な意思表示

をしましょう。

歩行者妨害…道路を横断しようとしている者がいる時は、横断歩道等手前で一時

停止し、かつその歩行者等の通行を妨げてはいけない。 違反した場合、罰則があります。

- ◆3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ▶9千円(普通車)の罰金
- ◆違反点数2点減点



## などによる 🦝

携帯電話を手に持って、通話のために使用したり画面を注視したりした場合

6月以下の懲役または10万円以下の罰則 ●罰則

●違反点 3点

●反則金 普通1万8000円 二輪1万5000円

原付1万2000円

秋の交通安全県民運動

実施期間:9月21日(月)~9月30日(水)まで

高齢者の交通事故防止推進強化旬間

実施期間: 11月1日(日)~11月10日(火)まで

鶴岡市市民部防災安全課 交通安全指導専門員 TEL 0235-25-2111 (内線 163)